

令和8年度事業について

(1) 令和8年度推進方針について

1 令和8年度センター業務の運営方針策定の根拠

① 学校教育を取り巻く状況

「令和の日本型学校教育」を担う「新たな教師の学び」については、教師自身の学びの在り方（研修観）の転換が求められており、教師の学びは「主体的・対話的で深い学び」を基盤に充実させることが不可欠となっている。このような状況を背景に全国教員研修プラットフォーム「Plant」が運用開始となり、研修履歴の活用やキャリアステージに応じた研修選択が制度化された。センターにおいては、教員等育成指標を踏まえ、自律的な研修参加を促進し次の重点事項に取り組んでいく。

- ・研修講座の精選：教育現場のニーズと教員等育成指標に基づき、講座内容を厳選する。
- ・研修内容の質的向上：「新たな教師の学び」に対応した実践的プログラムを開発し、現場改善に資する学びを提供する。

② 岩手県教育委員会の重点課題

県の重点課題（学力向上、不登校対策、ICT活用）に対し、センターは研修・支援・研究の事業を通じて教員の資質向上を図り、課題の解決に寄与する。令和8年度以降の教員等育成指標では、ICTおよび教育データ活用の視点が強化され、「主体的・対話的で深い学び」を支える授業の設計や職務の効率化に資するICT活用が掲げられる方向性であるため、センター事業にもこれを反映させていく。

③ 国の方針との整合

NITS（独立行政法人教職員支援機構）が提唱する教育概念「教師の学びの姿も、子供たちの学びの相似形である」を踏まえ、令和8年度も「研修観の転換」を推進する。従来の講義型研修から、受講者が主体的かつ協働的に学び、実践に結び付ける研修への移行を進めることで、探究心を持ちながら自律的・継続的に新しい知識や技能を学び続け、子供一人ひとりの学びを最大限に引き出そうとする役割を果たせるようにする。

④ 研究の推進

令和6年度以降、研究は県の教育課題に資することを前提とし、学習指導要領や国の施策に基づく包括的・実践的研究を推進する。特定教科に限定せず、汎用的な実践の改善に焦点を当てる。

2 「現場に役立つセンター」のミッション

「現場に役立つセンター」のミッションを次の3つとする。

- ・研修で学んだ知識、スキル、態度を、実際の職場や業務に効果的に活用することができる。
- ・受講者が研修で充実感・達成感を感じ、現場でのモチベーションにつながる。
- ・学校が必要としている研究テーマに取り組み、成果を普及することにより、教職員の指導力向上に資する。

3 業務推進体制の見直し

令和7年度方針「担当室間の連携強化」を踏まえ、担当室横断のプロジェクト体制で一定の成果が確認できた。各担当室の業務を見直し、平準化を図るとともに、各担当室の枠を越えて各推進委員会で業務を進めることが必要となる。

- ・推進委員会の体制は、これまで同様「研修推進委員会」「研究推進委員会」「支援推進委員会」の3つの委員会構成とする。
- ・研修推進委員長は理科教担当総括、研究推進委員長は教科領域教育担当総括、支援推進委員長は情報・産業教育担当総括が務め、各担当室に庶務担当者をおき推進計画を作成する。
- ・推進委員会業務は、担当室に偏ることなく推進委員内のジョブローテーションで行う。

(2) 研修事業について

① 教員研修体系検討会議における協議事項

- ・授業アイデア例関係事業と授業づくり研修講座の一元化
- ・令和8年度から研究発表会の2日間開催（教科別分科会は原則半日開催）
- ・令和8年度教員等育成指標の「8 ICTや情報・教育データの利活用の視点」の項目の改正
- ・授業力向上ブラッシュアップ事業の見直し（教育事務所単位での開催を廃止し全県開催とする）
- ・教育課程説明会の実施方法の見直し（令和11年度より）

② 講義から実践への転換

受講者が主体的、協働的に学び、実践に結び付ける活用型、探究型の研修へ移行する。基本研修ではカリキュラム・マネジメントの視点で講座間の関連性を見直し、系統性、連続性を高める。

③ 研修目標の達成に向けて

研修講座の目標が達成され、研修後のリフレクションにおいては、研修者が「研修内容を今後の教育活動にどのように生かしていきますか」について明確なイメージをもつことができる研修内容とする。

④ ICT 機器活用研修

- ・基本研修の各教科において、一定時間 ICT 機器活用場面を位置づける。
- ・児童・生徒の授業での活用場面を想定した実践的演習を行う。校務支援や業務効率化は基本研修の対象外とする。
- ・校務支援や業務効率化に係る AI 活用については、随時研修等で対応する。

⑤ 教師の主体的な学びの支援

「自己研修」を初任研、2年目研、3年目研、5年研、中堅研、ステージアップ研等の基本研修の中核に位置付け、系統的、継続的な実践となるよう研修を行う。また、全所員が同等の自己研修講座を提供できるよう、全国教育研究所連盟の課題研究の成果を共有し、ファシリテーションの在り方について所員で共通理解を図る。

⑥ BYOD の推進と研修の再構築

研修の生産性向上と働き方改革の視点から BYOD を推進する。令和7年度中に、令和8年度から原則 BYOD で実施する旨を周知する。市町村の個人配付端末の動作環境差に配慮し、接続困難な機種には代替手段を準備する。

⑦ 研修講座の新設と廃止

主として希望研修においては、現場のニーズに応える研修内容を見直し、新規の研修の構築とともに、廃止の判断をしていくことが必要である。

(3) 研究事業について

① 研究の方向性

令和5年度からセンター内での検討により、研究を進めることが難しくなり本庁との協議が前提となった。また、研究本数については縮減の要請があった。令和8年度の県の施策に基づく本庁からの研究要望は2本、センター単独での研究が1本である。

所員研究は、「現場に役立つセンター」の方針のもと、教職員の研修、学習指導に役立つことが主たる目的である。研究本数の縮減を受けて、特定の教科（領域や単元）の限定的なものではなく、教授法等より包括的、実践的なテーマでの研究を推進する。よって、各担当室単位の研究から、プロジェクト研究への移行を図ることも必要となってくる。また、センターの定数削減も考慮するとこれまでの継続的な研究が困難となってくることが予想される。学習指導要領の改訂を見据えた研究計画を立ていく必要がある。

② 令和8年度研究

ア 所員研究

校種等	主題・副題	担当等
小学校	小中連携による授業研究会の在り方に関する研究 【本庁との共同研究】	教科領域教育担当 本庁要請
高等学校	高等学校の授業における生成AI活用モデルの構築に関する研究	情報・産業教育担当

イ 長期研修生研究

校種等	主題・副題	担当等
小学校	幼児教育と小学校教育の円滑な学びの接続 －架け橋期における第1学年のカリキュラム作成を通して－ 【本庁との共同研究】	教科領域教育担当 本庁要請

※ 全国教育研究所連盟公募研究（6月に研究発表）

新たな教師の学びの実現に向けた教育センターの在り方

－これまでの研修システムの総括と新たな研修モデルの構築を通して－

③ 岩手県教育研究発表会

令和8年度からは、2日間開催とすることから、各分科会の日程は原則として半日開催とする。各分科会担当者は、これまでの分科会の持ち方について見直す年となる。発表会テーマは4年連続で同じテーマを設定しており、令和8年度は4年目にあたる。

ア 期 日 令和9年2月4日（木）～5日（金）

イ テーマ 夢の実現に向けて自ら学び行動する岩手の子ども
～指導と評価の一体化で育成する確かな学力～

④ 令和9年度研究について

令和7年度研究までの要望書による本庁からの研究依頼を廃止し、本県の教育課題に対応した研究を推進するため、原則として本庁とセンターによる「共同研究」とする。

- ・共同研究内容や方法、研究スケジュール、役割等については「研究説明書（本庁作成）」をもとに、本庁とセンターが協議して決定していく。
- ・研究内容の充実を図るため、共同研究の本数は原則3本以内とする。

【スケジュール】

時期	総合教育センター	学校企画調整担当	本庁各室課担当
R7年度中 （～R8年3月末）	共同研究について、センター・本庁担当者間で随時連携を取りながら準備を進める（「研究説明書」の共同作成）		
R8年5月～6月	「研究計画書」（共同文）の内容等について、センター・本庁担当者間で随時連携を取りながら調整を行う		
R8年6月～7月 （連携会議前）		R9共同研究に係る教育長協議	
R8年9月		R9研究事業（共同＋センター分）に係る教育長報告	

(4) 支援事業について

① ICT の活用促進と生成 AI の活用に向けた学校支援の充実

今後、生成 AI が教育現場での更なる活用が促進されることが予想される。教育現場における生成 AI の効果的・効率的活用を目指し、教育の情報化をはじめとした教育 DX の推進に向けて、学校への支援を充実する。また、情報活用能力体系表例についても、一層の活用を図る。

② ICT の活用による研修の充実と機器更新を踏まえた所内ネットワーク等に係る支援の充実

研修講座において、ICT を一層有効活用して研修効果を増大させるとともに、必要な場面で積極的に生成 AI を活用し、研修内容を充実させる。同時に、情報セキュリティ及び著作権等に関する理解を深化させ、より安全に効果的に活用できるよう、情報の共有を図る。

③ 教育相談体制と特別支援教育の充実

養成研修コース（長期研修生）において、今後を見通した教育相談コーディネーターを育成するとともに、終了後は継続的なフォローアップを通して、全県的な教育相談体制を質的に維持拡充する。

また、通級による指導担当教員養成研修講座（3 か月長期研修生）において、通級指導に係る専門的な知識及び技能をもつ教員を育成するほか、現場における支援が必要な生徒への相談及び支援に対応する。

④ 不登校児童生徒への対応

県教育支援センター「ふれあいルーム」を、引き続き花巻（総合教育センター内）及び盛岡（県立図書館内）に設置し、生徒及び保護者、学校のニーズを踏まえ円滑な運営を行う。また、ふれあい電話及びコスモスダイヤルにおける電話相談及び来所相談に加えて、所員による訪問相談について、更なる相談業務の充実を図る。